

虐待防止に関する指針

公益財団法人岡山市ふれあい公社
福祉部 在宅福祉課

令和4年4月1日施行

虐待防止に関する指針

1 虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。そのため、公益財団法人岡山市ふれあい公社の基本的な考え方としてこの指針を定め、高齢者・障害者虐待についての理解、虐待の未然防止、早期発見及び発生した場合の迅速かつ適切な対応等について共有します。

虐待の種類

- 身体的虐待
- 放棄・放任
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待

2 権利擁護（虐待防止）委員会の設置及び虐待防止責任者の配置

（１）虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会として権利擁護委員会（虐待防止委員会）（以下、「委員会」という）を設置し、以下の事項について検討します。また、検討結果等について職員に周知徹底を図ります。なお、委員会の設置に関する詳細は別途定めるものとします。

- ①指針の整備に関すること
- ②職員研修の内容に関すること
- ③虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④職員が虐待等を把握した場合に岡山市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑥再発の防止策を講じた際の効果についての評価に関すること

（２）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者として虐待防止責任者を配置します。虐待防止責任者は事業所の管理者があたります。

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- （１）虐待の防止のための職員研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、虐待の防止の徹底を図るものとします。
- （２）虐待の防止のための職員研修は年１回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施するものとします。
- （３）研修の実施内容は記録するものとします。

4 虐待等が発生した場合の対応に関する基本方針

- （１）虐待が発生した場合は、速やかに岡山市に通報します。

- (2) 虐待防止責任者は岡山市等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。
- (3) 虐待等が発生した場合はその再発の確実な防止に努めます。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員は利用者に対して虐待が疑われる場合は、虐待防止責任者に速やかに報告します。
- (2) 虐待防止責任者は苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員からの相談及び報告があった場合は、在宅福祉課事務局に報告します。
- (3) 在宅福祉課事務局は委員会を開催し、解決にあたります。
- (4) 虐待防止責任者は緊急性が高いと判断される場合は、速やかに岡山市に報告します。

6 成年後見制度の活用支援に関する事項

利用者の人権等の権利擁護のため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、事業所の「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置」の定めにより解決を図るものとします。

8 利用者等に対するこの指針の閲覧に関する事項

この指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように事業所に備え付けます。また、ホームページ上で公表します。

9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- (1) 高齢者に対する虐待に関しては、岡山市地域包括支援センターと密に連携をとりながら対応します。
- (2) この指針を改定するときは、委員会にて検討し、承認を得るものとします。